

## アイヌ施策に係る公の施設使用等専門部会について

## 1 部会の設置目的

札幌市の公の施設である白石区民センターや札幌駅前通地下広場で開催されたアイヌ民族に関連したパネル展については、様々な声が寄せられたが、公の施設の使用承認・不承認等を適切に判断するためには、基本的人権を尊重した上で、関係法令等を踏まえた客観的かつ高度な判断基準が求められる。

このため、専門的かつ客観的な見地から、今後の使用承認の在り方に係るガイドライン等の策定に向けた検討を行うとともに、その検討が進められている間における個別事案対応の審議を目的として、札幌市アイヌ施策推進委員会規則第6条に基づき、同委員会に専門部会を設置する。

## 2 部会の構成

|              | 氏名     | 所属等               | 備考  |
|--------------|--------|-------------------|-----|
| アイヌ施策推進委員会委員 | 尾崎 一郎  | 北海道大学大学院法学研究科教授   |     |
| 臨時委員※        | 小倉 一志  | 小樽商科大学商学部企業法学科教授  |     |
|              | 館田 晶子  | 北海学園大学法学部教授       |     |
|              | 綱森 史泰  | 弁護士               | 部会長 |
|              | 八代 眞由美 | 札幌人権擁護委員協議会会長、弁護士 |     |

(項目内において五十音順、敬称略)

※ 臨時委員の委嘱期間は令和9年3月31日まで。ただし、必要に応じて延長することがあります。

## 3 部会の運営について

- ・会議の進行は、部会長が行います。
- ・部会長が不在となる場合は、部会長が指名した委員が職務を代理します。
- ・委員の半数以上（3名以上）が出席できない場合は、会議を開催しません。
- ・部会において意思決定が必要な場合には、部会長を除く出席委員の過半数で決定し、可否同数の場合は部会長が決定します。
- ・部会における調査及び審議の結果については、札幌市アイヌ施策推進委員会に報告し、同委員会で審議の上、決定します。
- ・会議は、特定の個人や団体の権利利益に関わる個別事案審査に係るものなど、公開により公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると部会長が部会に諮り認められた議題については、非公開とします。（会議の開催予定は、札幌市公式HP内で公開する予定です。）
- ・会議資料及び会議録の公開・非公開は札幌市情報公開条例第7条で規定する非公開情報に該当するか否かで個別に判断していくことになります。
- ・部会では、委員以外の関係者から意見や説明、資料提出などを求めることができます。

※詳細は別添の運営要領やアイヌ施策推進委員会規則を参照ください。